

平成13年12月12日

国際テロ対策協力室の設置について

1. 外務省は、12月12日（水）付けで「国際テロ対策協力室」（英文：International Counter-Terrorism Cooperation Division）を設置した。このテロ対策協力室は、米国での同時多発テロ事件を契機として国連やG8（主要8カ国）等においてテロの防止・根絶のための国際的取組が緊急課題となっており、このような国際的取組にわが国としても積極的に参画し、テロ問題に関する国際協力業務について外務省としても対応を強化するとの観点から、設置することとしたものである。
2. 同室は、テロ対策に関する対外政策全般についての企画および立案、テロに関するG8協力の他、わが国が行う二国間および多国間における国際テロ協力のほか、これらに関する業務の総合調整等を所掌する。
3. 国際テロ対策協力室は、総合外交政策局総務課の下に設置され、当初は室長以下5名の室員で構成される。
4. なお、テロ対策に関する一部の業務については、これまで領事移住部邦人特別対策室で行ってきたが、今後も、海外のテロ事件に関する邦人の生命、身体および財産の保護、爆弾テロ防止条約、テロ資金供与防止条約等に係る業務については、引き続き同対策室が所掌する。